

輪島市監査公表第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和6年3月27日

輪島市監査委員 飛岡 穰

輪島市監査委員 一二三 秀仁

定期監査結果報告

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査実施日

令和5年11月8日

3 監査の対象

輪島市立黒島公民館、輪島市立浦上公民館、教育委員会事務局

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和5年度の事務事業（令和4年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

6 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり改善について検討を求める事項として意見を付す。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

【黒島公民館】

「意見」

年度末の事務用品の購入について、現年度に必要なものなのかを十分精査し執行していただきたい。

【浦上公民館】

「意見」

年度末の事務用品の購入について、現年度に必要なものなのかを十分精査し執行していただきたい。